

平成26年第2回定例会

平成26年6月18日（水曜日）第2回定例会

○出席議員（18名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	新宮征一	議員
13番	佐藤良一	議員	14番	内藤明	議員
15番	高橋勝文	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	木村寿太郎	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
高子武	農業委員会 会長	奥山健一	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長
月光龍弘	政策推進課長	宮川徹	財政課長
松田幸彦	税務課長	小林友子	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	森谷孝義	下水道課長
犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	秋場礼子	商工振興課長
原田真司	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長
阿部誠	水道事業所長	安孫子和広	病院事務長
荒木利見	教育長	山田健二	学校教育課長
荒木信行	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
安達晃一	監査委員 事務局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局 長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	総務主査	渡邊拓也	総務係長

議事日程第 5 号

第 2 回定例会

平成 26 年 6 月 18 日（水）

予算特別委員会終了後開議

再 開

（予算特別委員会付託関係）

日程第 1 議第 33 号 平成 26 年度寒河江市一般会計補正予算（第 2 号）

〃 2 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

〃 3 質疑・討論・採決

（総務文教常任委員会付託関係）

日程第 4 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（寒河江市市税条例等の一部を改正する条例）

〃 5 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例）

〃 6 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

〃 7 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 26 年度寒河江市一般会計補正予算（第 1 号））

〃 8 議第 35 号 さがえっこすくすく宣言の制定について

〃 9 議第 36 号 寒河江市市の魚の制定について

〃 10 議第 37 号 寒河江市市のシンボルカラーの制定について

〃 11 議第 38 号 寒河江市市民のまつりの制定について

〃 12 総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告

〃 13 質疑・討論・採決

（厚生常任委員会付託関係）

日程第 14 議第 39 号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について

〃 15 請願第 4 号 手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願

〃 16 厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告

〃 17 質疑・討論・採決

（建設経済常任委員会付託関係）

日程第 18 議第 34 号 平成 26 年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

〃 19 議第 40 号 市道路線の変更について

〃 20 建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告

〃 21 質疑・討論・採決

日程第 22 議会案第 3 号 寒河江市議会議員定数条例の一部改正について

日程第 2 3 議案説明

〃 2 4 委員会付託

〃 2 5 質疑・討論・採決

〃 2 6 議会案第 4 号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について

〃 2 7 議案説明

〃 2 8 委員会付託

〃 2 9 質疑・討論・採決

〃 3 0 議会案第 5 号 手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出について

〃 3 1 議案説明

〃 3 2 質疑・討論・採決

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 5 号に同じ

再 開 午前 9 時 5 5 分

○鴨田俊廣議長 おはようございます。

ただいまから、本会議を再開いたします。

なお、傍聴者より写真撮影の申し出があり、議長においてこれを許可しております。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について議会運営委員長の報告を求めます。内藤議会運営委員長。

〔内藤 明議会運営委員長 登壇〕

○内藤 明議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営について、昨日 6 月 17 日、議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます議案について申し上げます。追加議案は、議会案第 3 号、議会案第 4 号及び議会案第 5 号の 3 案件であります。追加議案の取り扱いについては、日程第 22 で議会案第 3 号を上程した後、日程第 23 で提案者の議案説明、日程第 24 で委員会付託、日程第 25 で質疑・討論・採決を行います。次に、日程第 26、議会案第 4 号を議題とし、日程第 27 で提案者の議案説明、日程第 28 で委員会付託、日程第 29 で質疑・討論・採決を行います。その後、日程第 30、議会案第 5 号を議題とし、日程第 31 で議案説明、日程第 32 で質疑・討論・採決を行うことといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ御報告といたします。

○**鴨田俊廣議長** お諮りいたします。

本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議 案 上 程

○**鴨田俊廣議長** 日程第1、議第33号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○**鴨田俊廣議長** 日程第2、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長の報告を求めます。國井予算特別委員長。

〔國井輝明予算特別委員長 登壇〕

○**國井輝明予算特別委員長** 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会に付託になりました案件は、議第33号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）であります。

6月11日、委員16名出席のもと委員会を開会し、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過については、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、採決に入りましたが、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**鴨田俊廣議長** 日程第3、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第33号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第33号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

○**鴨田俊廣議長** 次に、日程第4、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市市税条例等の一部を改正する条例）から日程第11、議第38号寒河江市市民のまつりの制定についてまでの8案件を一括議題といたします。

総務文教常任委員会の審査の 経過並びに結果報告

○**鴨田俊廣議長** 日程第12、総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務文教常任委員長の報告を求めます。沖津総務文教常任委員長。

〔沖津一博総務文教常任委員長 登壇〕

○**沖津一博総務文教常任委員長** 総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月11日、委員5名出席し開会いたしました。

付託されました案件は、承認第1号、承認第2号、承認第3号、承認第4号、議第35号、議第36号、議第37号及び議第38号の8案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市市税条例等の一部を改正する条例）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「軽自動車税における特例の改正率が上がったが、その対象となった車は何台か」との問いがあり、当局より、「現在、10年以上経過した車が9,500台程度です。あと2年後に13年を迎える車がどれだけ残るかです」との答弁がありました。

委員より、「法人市民税が下がって、国から交付税として市に交付される分はあるのか」との問いがあり、当局より、「国から交付税措置による話は聞いております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、多数をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「国保税不足する分、税金を上げるか、基金から持ち出すか、どちらかになるが、国保での話はないか」との問いがあり、当局より、「減額になる措置について、国で減額に伴う財政支援をするという話がありますが、具体的な話はありません」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、多数をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、承認第4号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第1号））を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議第35号さがえっこすくすく宣言の制定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「市報などで説明するとのことですが、具体的な内容は」との問いがあり、当局より、「提案理由を強調しながら、審査会で議論された内容としてあらゆる世代という言葉を入れてくださいという話が出ました。産み育てるという言葉も若干出ましたが、最終的には育んでいくという言葉で統一されました」との答弁がありました。

委員より、「いろいろな宣言はあるが、市民に定着するよう展開すべきではないか」との問いがあり、当局より、「私どももどんどんPRしながら政策にも反映させていきたい」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第36号寒河江市市の魚の制定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「本来の清流を戻す努力がないと胸を張って言えないと思うが」との問いがあり、当局より、「清流寒河江川の復活を期待するという意味も含めて、清流寒河江川のアユとなったところですよ」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第37号寒河江市市のシンボルカラーの制定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「さくらんぼREDの色ですが、趣旨はわかるが具体的な色は」との問いがあり、当局より、「さくらんぼの色を大切にしたいので、色を特定しないで寒河江を代表するさくらんぼの色と寒河江の木ということでダブルでPRしていきたい」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第38号寒河江市市民のまつりの制定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「四季のまつり実行委員会のまつりで桜まつりやつつじまつりなどがあるが、それらは市民の祭りではないということになるのか」との問いがあり、当局より、「審査会でそのような話もありましたが、市民から盛り上がってきた市民で神輿をつくっている祭りということで、市民

という言葉がついたものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第13、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、承認第1号、承認第3号及び議第35号を除く、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例）、承認第4号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第1号））、議第36号寒河江市市の魚の制定について、議第37号寒河江市市のシンボルカラーの制定について及び議第38号寒河江市市民のまつの制定についての5案件を一括して採決いたします。

ただいまの5案件に対する委員長の報告は、いずれも承認及び可決であります。

5案件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、承認第2号、承認第4号、議第36号、議第37号及び議第38号は原案のとおり承認及び可決されました。

次に、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市市税条例等の一部を改正する条例）について、起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手多数であります。

よって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手多数であります。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

次に、議第35号さがえっこすくすく宣言の制定についてを起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手全員であります。

よって、議第35号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

- 鴨田俊廣議長** 次に、日程第14、議第39号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について及び日程第15、請願第4号手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願の2案件を一括議題といたします。

厚生常任委員会の審査の 経過並びに結果報告

- 鴨田俊廣議長** 日程第16、厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生常任委員長の報告を求めます。阿部厚生常任委員長。

〔阿部 清厚生常任委員長 登壇〕

- 阿部 清厚生常任委員長** 厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月11日、委員全員出席し、開会いたしました。

付託されました案件は、議第39号及び請願第4号の2案件であります。順を追って、審査の内容を申し上げます。

議第39号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「中学校3年生までの医療費無料に関しては、3月議会の中で予算に盛り込まれていたと思うが、財源的にどれくらい想定していたのか」との問いがあり、当局より、「当初予算の中で、900万円ほど一般財源として予算化しております。また、県では外来については、現時点では未就学児までですけれども、7月から小学校3年生まで対象を拡大するという動きがあります」との答弁がありました。

委員より、「県に対して、外来についての年齢の補助部分の拡大をしていくよう要望すべきと思うがどう考えているのか」との問いがあり、当局より、「住んでいる市町村で格差があるということは、適当でないと考えています。このたび、県に提出した重要事業の要望事項の中でも、国の制度としてやっていただきたい旨の要望をしております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第4号手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記によ

る請願文書朗読の後、審査に入りました。

質疑、意見等の内容を申し上げます。

委員より、「手話は、障がい者の言語として意思疎通の手段である。平成24年6月に障害者総合支援法が制定されたが、3年の期間で見直す附帯事項がついている。障害者総合支援法を見直すという観点から、手話言語法制定もあり得ると思うので、請願内容については妥当であるということで賛成したい」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第4号が採択されましたので、担当書記による意見書案朗読の後、審査に入りました。主な質疑、意見等の内容を申し上げます。

委員より、「文書中に「手話言語法（仮称）」と出てくるが、タイトルに「（仮称）」もつけるべきではないのか」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって、一部修正の上、議会案を提出することに決しました。

以上で、厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第17、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第39号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について及び請願第4号手話言語法制定を求める意見書の提出に関する請願の2案件を一括して採決いたします。

ただいまの2案件に対する委員長の報告は、いずれも可決及び採択であります。

2案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第39号及び請願第4号は原案のとおり可決及び採択されました。

議 案 上 程

○鴨田俊廣議長 次に、日程第18、議第34号平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び日程第19、議第40号市道路線の変更についての2案件を一括議題といたします。

建設経済常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○鴨田俊廣議長 日程第20、建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

建設経済常任委員長の報告を求めます。杉沼建設経済常任委員長。

〔杉沼孝司建設経済常任委員長 登壇〕

○杉沼孝司建設経済常任委員長 建設経済常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申しあげます。

本委員会は、6月11日、委員全員出席し、開会いたしました。

付託されました案件は、議第34号及び議第40号の2案件であります。一旦休憩し、市道路線の変更に係る現地調査を行った後、会議を再開し、審査に入りました。順を追って、審査の内容を申しあげます。

初めに、議第34号平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より、「国庫支出金の変更に伴う調整とは、どういう理由で変更になったのか」との問いがあり、当局より、「これまで社会資本整備総合交付金で実施していた事業ですが、今回、補助となります汚水処理施設整備交付金のほうが、市の要望額に対する充当率が高く、計画的な下水道整備ができるためです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第40号市道路線の変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第21、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第34号平成26年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び議第40号市道路線の変更についての2案件を一括して採決いたします。

ただいまの2案件に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。

2 案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第34号及び議第40号の2 案件は、原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

○鴨田俊廣議長 日程第22、議会案第3 号寒河江市議会議員定数条例の一部改正についてを議題といたします

議 案 説 明

○鴨田俊廣議長 日程第23、議案説明であります。

議会案第3 号について、提出者から提案理由の説明を求めます。新宮議員。

○新宮征一議員 おはようございます。

このたびの議会案第3 号寒河江市議会議員定数条例の一部改正について、提出者を代表し、提案理由の説明をいたします。

この問題は、議会改革検討委員会において、慎重にしかも十分に検討なされましたが、委員会では合意には至らず、両論併記の形で去る5月21日、議長へ答申なされました。

その内容によれば、委員長を除く7名の委員のうち、過半数の4人が2名減、1名が1減とするもので、7割以上が定数減を主張されており、現行どおりとする2人の委員の数を大幅に上回るものであり、この実態を重く受けとめるべきと判断いたしまして、同条例平成14年市条例第36号で定める18人の定数を16人に改め、次の一般選挙から適用しようとするものであります。

これも、議員定数には市民の声が市政に反映されなくなるとの理由で反対されている方もおりますが、そうした懸念は全くありません。

なぜならば、今社会情勢の変革によって、議員は地域の代表あるいは集落の代表であるとの従来の意識ではなく、議員は全市的な活動が求められ、移動手段の効率化や情報社会の進展により、行動範囲の拡大や情報収集は極めて容易にできる時代となっているのであります。

さらには、市の人口も減少傾向で推移しており、当分は人口増加に転ずる要素はなかなか見つからないのが現状であります。こうした人口動態も考慮すべきと考えます。このような観点から、市民の声が市政に反映されなくなるとの御指摘はいささかも心配する必要はありません。それよりも、むしろ市民の方々は、数は少なくとも議員の資質の向上を強く望んでいる声が聞かれるのであります。

さらにもう一つ、理由として申しあげるならば、行財政改革の面からも考えなければなりません。今の本市の財政状況を見ましても、必ずしも余裕のある状況とは言えないのではないのでしょうか。限られた財源を有効に活用することが強く求められております。こうした厳しい財政環境の中にあつては、幾らかでも議会の歳費を削減することも行財政改革の一端であると考えてるのであります。

以上、提案理由の説明を申しあげましたが、議員の皆様には篤と御理解の上、全会一致で御可決

されますよう御期待を申しあげ、提案理由の説明を終わります。

委 員 会 付 託

○鴨田俊廣議長 日程第24、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいまの議題となっております議会案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

御異議がありますので、起立または挙手により採決いたします。

議会案第3号について、委員会付託を省略することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

[賛成議員 起立または挙手]

起立または挙手多数であります。

よって、議会案第3号については、委員会付託を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○鴨田俊廣議長 日程第25、質疑・討論・採決に入ります。

議会案第3号について質疑はありますか。川越議員。

○川越孝男議員 4点ほどお尋ねをしたいと思います。

1つは、寒河江市議会では、議会改革の一環として寒河江市議会基本条例を制定をし、平成24年7月1日から施行されています。その基本条例の第19条第2項で、議員発議による議員定数あるいは議員報酬の問題については、市民の意見を十分聞くように定められています。そして、この基本条例が制定される以前、平成18年の議員定数の改正時には、町会長連合会など7団体との話し合いも行っています。

今回は、町会長連合会とだけ話し合いが持たれましたけれども、その場でも参加した町会長の方からは、これでは不十分だという指摘もされているわけであります。したがって、基本条例第19条第2項によれば、もっと市民とのコンセンサスを得て、議員定数削減条例といいますか、定数の一部改正条例を提案すべきだと思いますが、この点についての見解をひとつお尋ねをしたいと思います。

2つ目です。この間、職員が減少しているという話もあります。確かに、正職員数は減っていますが、実数はどうなっているのか。また、職員の条例上の職員定数というのは、何名になっているのか。変化しているのかも含めて、この点についてお尋ねしたいと思います。

3点目。人口の推計が示されています。2030年には3万8,808人という数や、2035年には3万7,641人になるという推計が出されています。

地方自治法が改正される前、人口規模で議員の定数枠が定められていました。しかし、今は人口規模による定数枠はありません。自己決定、自己責任という形の中で、それぞれの議会がみずから議員の定数を決める、こういう状況になっているわけであります。

これまで同様、これからも寒河江市の人口が減少することが想定されているわけですから、削減を続けるのか。それとも、その歯どめ的なものを考えておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

このことは、住民との合意を得る極めて重要な視点だと思いますが、見解をお聞かせをいただきたいと思います。

それから4点目ではありますが、これまで私も議員になって、3回の議員定数削減条例の改正に参画をしてきました。そのときも同じように、市民の負託を得るために少数精鋭でということ、行財政改革の視点で取り組むべきだということなどが出されてきたわけでありすけれども、議会に対する信頼を確立をするために、定数を減らして少数精鋭主義でこれまでやってきたわけでありすけれども、達成されていると御判断されているのか。

市民の声は今回も極めて厳しい声があるわけでありすけれども、その原因について提案者はどのように捉えているのか。以上、4点お尋ねをいたします。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 ただいまは、川越議員から4点について質問を受けました。

まず申しあげますけれども、正直申しあげまして、川越議員も議会改革検討委員会の委員であります。委員でありました。したがって、その改革検討委員の川越議員からこの場でこういう質疑を受けるということは、私は非常に残念であります。まずもって申しあげておきます。

ただし、質問でありますのでお答えを申しあげます。

まず、第1点目の市民の意見を聞いていないのではないか、足りないのではないのか。こういう質問でありますけれども、これは前回は、町会長連合会という団体から、議員報酬の減額あるいは議員定数の削減を求める要望書が提案された、そういう実態があったと記憶をいたしております。

それから、冒頭にも今私申しあげましたように、検討委員会でもこの件については十分に検討しましたけれども、結果的には結論的にはしかも改革検討委員会のみならず議員懇談会などでも、改革検討委員会での一連の協議の内容、経過等には逐次説明をしてきたところであります。そして、最終的には5月21日に私ども検討委員会として最終的な答申として先ほど申しあげましたような両論併記といいますか、必ずしも定数削減というものではなかったことは事実でありますけれども、それを議長に報告書を提出し、そしてその後において5月26日議員全員でもって、市長連合会の役員の方との懇談会を持って、その結果を踏まえて最終的に議会でどうするかということになりましたけれども、これは議長の進め方であったわけですが、それほど、いろんな意見はありましたけれども、このままの状況でいいのではないかと考えたことは事実だと認識をいたしております。

それから、2点目の職員数、これは条例上の問題はどうかということでもありましたけれども、これは市の職員の数とかそういったものも検討委員会の中でも出されました。しかし、条例上どうなるかということもあって、それをあえて取り上げるべき問題ではないという認識で、検討委員会ではそういった見解を見た認識をいたしております。

それから、3番目の人口減少、いわゆる人口動態によつての判断を先ほど提案理由の中で申しあげました。確かに、2030年あるいは2035年には、3万8,000何から3万7,000何がしようように、これはあくまでも予測でありますけれども、こういった問題が出ておりますが、これを総合的

に今後それをどこまでも人口が減れば議員定数を削減するのか、こういった御指摘であったと思いますが、何年か後のそういったことまで今回我々はそこまで範疇とするつもりは全くございません。これは歯どめをかけるかかけないか、その時点で判断すべきものこのように理解をいたします。

それから、4番目のこれまで川越議員も3回条例改正などについてやってきたということでありましたけれども、これはこれまでの経過はこれまでの経過として、今回は先ほども申しあげましたいわゆる大きな問題としては社会情勢の変革、これが最も大きなものであると思います。

確かに、議員定数を減らして少数精鋭主義でその効果はあったのか、こういうことでありましたけれども、それはそれぞれの判断によって私はある程度の効果はあったと、私個人としては理解しております。ただしこれはそれぞれの御判断に委ねる以外にはございません。

以上、4点について御答弁を申しあげました。よろしくお願いします。

○**鴨田俊廣議長** ほかに質疑はありませんか。

内藤議員。

○**内藤 明議員** 今の川越さんの質問と少しダブりますが、端的にお尋ねをしたいと思います。

私もこの議会基本条例の19条、非常に重要なことであると踏まえております。そこでもう少し市民とのコンセンサスを得るということで、町会長連合会の皆さんとの懇談会等の中で話し合いをなされたことも承知をしております。

しかし、先ほど川越さんが言ったようにそれで十分とは私は言えないのではないかと踏まえておるわけでありまして、1つは、なぜそう急がれるのか。もう少し委員会等に付託をしながらそうした場を設けて、市民の意見を聞く場を設けてしてもいいんじゃないかなと思うんですが、そうした点についての提案者の見解を伺いたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 新宮議員。

○**新宮征一議員** ただいま内藤議員からの御質問に対してお答え申しあげますが、先ほども申しあげましたように市民とのコンセンサス、これについても必ずしも十分ということではないかも知れません。しかし、この問題を協議する前段で、長期休暇をとられる議員の報酬の削減についての課題がありまして、このときはパブリックコメントを行って市民の声をお聞きした経過がございます。

しかし、その結果としては、もっと削減幅を高くすべきでないかという、そういった意見が私はかなり強くあったと受けとめております。

しかし、そのパブコメの結果を踏まえて検討委員会で検討なされたわけでありまして、これは意見は意見として聞いて、結果的には検討委員会で示した原案を踏襲すべきだと、こういう結論になったわけですね。

その間、いろんな人から、いろんな人といってもそんなに数多くの人から意見を聞いたわけではございませんけれども、形だけのパブリックコメントをやっても、結局はあなた方議員が決めることなんでしょう、そんな形だけのものだったらやらないでほしいという強烈な意見も受けております。これは、私だけでなく同僚議員もそういった趣旨の市民の意見も聞いているやに伺っております。

それから、5月21日に先ほど申しあげましたように、議長に両論併記の形で報告書を提出したわけでありまして、その翌日5月22日の山新の朝刊でこの記事が報道されました。しかも、その内容としては、今後6月定例会で議長に今回答申された内容で、6月定例会で可決される見通しなのではないかという意味合いの報道がなされたわけでありまして、その後市民からの声と

しては、よく頑張った、そうしてくれ、そうした2名削減という、これに対する市民の反応は非常に良好だったと受けとめております。

なぜならば、何で減らすんだという意見は、私だけでなく同僚の皆さんにもお聞きしたところ、そういった意見はほとんど受けていないというのが実情であります。

したがって、完全に市民とのコンセンサスはなされたという強い意思は持っておりませんけれども、ある程度は理解されたものと、このように考えておるところでございます。

以上で、答弁とさせていただきますが、まだ何か質問したいことがあるのであれば、お答えしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 あのですね、もう少し時間をかけてもいいんじゃないかということを申しあげたいわけでありすけれども、そういう前の長期欠席議員の条例制定の際の報酬減額のお話も出ましたので申しあげますが、パブリックコメントはつまりこの公聴会や参考人制度にかわるものとして理解してもいいと私は思います。ただ、結果がそのとおりやられたから今回もそういうふうにしてもいいということには私はならないと思います。

つまり、そういうことを踏まえる、プロセスですね、過程を大事にするということがこの基本条例の視点だと私は思いますので、これまでも例えばこうした議員定数の削減に当たっては、何回前かは忘れましたが、6月か9月定例会で現行どおりというものを決めながら、12月議会で急遽そうした条例案が提案されて、次の選挙に間に合わせたこともありました。そうした経過なんかを踏まえまして決してそんなに急ぐことはないんじゃないかなと思います。もちろん、それは次に新しく出られるであろう候補者のことを考えてのことだろうと理解はしますが、しかしそれがあっても、もう少し市民のコンセンサスを得るような過程を踏んでほしいと私は思います。その点について改めて御見解をいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 重複するような質問でありますけれども、まず先ほども申しあげましたように、この流れについて検討委員会の結論を出す前に議員懇談会等でその都度中間的な報告もしてきました。そして、最終的には検討委員会でもって、議会改革検討委員会の結論としていわゆるパブリックコメント、あるいは公聴会、あるいは意見を聞く会、そういったものも意見としては出しましたが、先ほどのような理由などもありまして、まず今回はそれはやらなくてもいいだろうというのが検討委員会の結論であった。同時に5月21日の議員懇談会でも、議長が開催された議員懇談会でも私も説明しましたが、そのときの状況でも町会長連合会とのこれまでの意見交換会、懇談の中ではある程度期待を持たせているのではないかと。町会長連合会とだけは、まず話し合いをするべきではないかという非常に前向きな強い御意見があったためにそれを5月26日に実行したわけでありす。

したがって必ずしも、今内藤議員からは、12月議会に提案しても何ら問題ないのではないかと、こういった御意見もあったわけですが、これは議会改革検討委員会の中でとにかく次の選挙に向けて立候補するや否やいろいろ考えている人もどうなるかというものを非常に気にしている、そういう面もあるだろうということで、できるだけ6月議会に提案できないかということで検討を進めて、しかもこれまでのペースを速めて、この問題に対する結論について議論をしてきたわけで

あります。したがって市民とのコンセンサスどうのこうのというのも、手続的には議会改革検討委員会での結論、そして議員懇談会で議員全員が納得した上でのことである、こう私は考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ちょっと、今のと見解が異なりますので申しあげますが、議員懇談会の中で議員全員が理解をされたということを申されましたので、申しあげますけれども、それで納得しているわけではありません。

つまり、私は議会基本条例の19条第2項でうたわれているとおり、そういうものを踏まえるんだろうなと理解をしておりました。そしてまた、これは提案者に申しあげますけれども、私は12月議会に提案してもいいんじゃないかと言っているわけではありません。過去にそういう経過があったということを申しあげているのでありますから、誤解のないようにしていただきたいと思います。

もう一つ、町会長連合会との懇談会の中で、町会長連合会長さんも申されておりましたが、この催しで、つまり全面的に理解したと思ってもらっては困るよと申されておったことは私は記憶しておりますが、それで町会長さんの集まりも余りよくなかったですね。評議員が25名いるそうですが、11名でありました。そんな中でそれが理解を得られた、それが例えばパブリックコメントにかわる、あるいは参考人制度にかわる、公聴会制度にかわるという考え方はいかなものであろうかと私は思います。

そうした点について改めて見解を求めておきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 12月議会でもいいのではないかとすることを申しあげたのではないと、今先ほどの発言を内藤議員は否定されましたけれども、我々聞くほうから見れば、前にはそういったこともあったんだということは、要するにまだ6月議会でもなくてもそれでもいいのではないかという言葉の違いだけであって、意図するものは全く変わらないというのが私は理解したところであります。

それから、町会長連合会との話し合いの中でも数が少なかった。これも確かに指摘をされました。しかし、これは町会長連合会から承認を得なければならないという問題では全くありません。その意見交換会の中でもある町会長からありました。急な連絡であったために、出席者も少ない。したがって町会長連合会としては、今議会からその説明を受けても、それを認めたということにはなりませんと、冒頭にそういった発言があったんですけれども、私は何も町会長連合会から承認をもらわなければならないという筋合いのものでは全くありません。と同時に、何回も申しあげておりますけれども、パブリックコメント、あるいはさまざまな意見を聞く場所をもっと多くすべきではなかったかということですが、先ほどありました議会基本条例の19条、これも19条にはもちろん市民とのコンセンサスを強調した部分が載っておりますけれども、何々を、パブリックコメントを、あるいは公聴会を必ずやらなければならないという決まりではございません。活用するものとする、ということですので、先ほどから申しあげておりますように必ずしも完璧ではないというのは私も自覚しておりますけれども、そういったことの手続上いろんなことがあって、市民からも先ほど申しあげましたようなあるいは議会報告会などでも、この問題に対して市民に問いかけて、意見をもらおうとしても全く出てこなかったのが実情なんですね。そういったことを踏まえて最終的な判断ということになったので、御理解をいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

賛成討論ですか、反対討論ですか。（「賛成です」「反対です」の声あり）川越議員は。（「反対です」の声あり）那須議員は。（「賛成」の声あり）後藤議員は。（「賛成討論です」の声あり）

じゃあ、初めに反対討論について、遠藤議員の発言を許します。

〔遠藤智与子議員 登壇〕

○遠藤智与子議員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

私は、日本共産党を代表し、議会議案第3号寒河江市議会議員定数条例の一部改正について、反対の討論を行います。

寒河江市議会は、どこまで議員定数を減らすのでしょうか。理解に苦しむばかりです。昭和62年4月、それまで30人いた議員を4名減らして26人になると、平成11年4月にはさらに2名減らして24人に、そして平成14年9月定例議会では、地方自治法改正による議員定数をそれまでどおり24人とするのを全会一致で可決したにもかかわらず、半年もたたない平成15年3月定例議会で、選挙を1カ月後に控えた時期にさらに3名を減らす21人という定数が可決されました。それにとどまらず、平成19年4月からは、さらに3名減らして18名となり、現在に至っています。

30名いた議員が18名になって、議会は前よりよくなったのでしょうか。私はこの間、以前の議会議録を読んでみましたが、立場の違いはあれ、堂々と意見を述べ議論を交わし、気骨のある発言をする議員がたくさんおられたことに目をみはる思いがいたしました。文字どおり、議員同士が切磋琢磨している様子がうかがえるのです。

多様な議員がそれぞれのパイプを通して、市民のさまざまな思いを市政につないでいく、そのプロセスに活力を感じます。多様な議員が多様な要望意見を酌み上げることがとても大切なことだと考えます。議員の数が減ることでパイプ自体も確実に減っていく。これは市民にとっても決してプラスにはならないと確信するものです。

また、議会の任務である行政に対するチェック機能も低下するおそれがあります。少数精鋭の時代だという声もありますが、少数の目では見落とす危険も大きくなり、1人の議員の背負う責任は、はかり知れないものになります。

現在の18名を2名減らして16名にするというのは、30名のときから比べると約半分も減ることになり、議会の本来持っている基本的な、1つは市民の要望を市政に反映させる、2つは市政をチェックする機能などを弱体化させることになりかねません。

現に、常任委員会は4つが3つに縮小され、議会の審議も1人の議員が担当する範囲が拡大して負担が増大しています。16名に削減されたら、常任委員会は2つだけになってしまいます。4万を超える寒河江市の議会がこれでいいのでしょうか。

また、議員に当選するための得票数も上昇し、少数者の声を代弁する市民が立候補してもなかなか議席に届かなくなっていくと思います。

この間、議会改革検討委員会は、30数回の会議を経て、その結果を議長に答申しました。本来、全会一致が基本の会議を多数決で決めたものであり、私はこの定数削減に強く反対するものです。

その立場を表明し、討論を終わります。ありがとうございました。

○鴨田俊廣議長 次に、賛成討論について杉沼議員の発言を許します。

〔杉沼孝司議員 登壇〕

○杉沼孝司議員 皆さんこんにちは。

私は、このたびの寒河江市議会議員定数条例の一部改正について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

寒河江市議会は、平成24年8月21日より議会改革検討委員会で、議長より諮問された27項目の議会改革案について、各会派より選出された8名の委員により37回にわたり検討を重ねてまいりました。27項目のうち最後に残った議員定数と報酬についてを含め、議論と検討を重ね、平成26年5月21日に議長に答申されました。

議員定数について、アメリカやヨーロッパの議員は、ごみやロード問題、住民税の徴収など3つのことを主体にやっているということを伺っておりますが、我が国の地方行政は、ごみやロード問題はもちろんのこと、住民福祉と名のつくことを全てやっており、議員の数をどこまでも削減すると行政への監視機能が少なくなるという心配があるようです。住民の要求に応じて削減すれば、際限がなくなるという人もいます。

しかし、日本創成会議の発表によると、我が市においても2040年の将来人口予測が、3万2,000人弱で24.6%減と大幅な人口減少が予測されております。また、寒河江市では行財政改革に取り組んでおりますが、予測どおりの人口減少などが続くとなると財政の悪化なども懸念されます。

このようなことから、ことし4月の議会報告会の際には、議会改革検討委員会において、議員定数と報酬について検討、議論されたことを報告し、参加者より意見を聞くなど、議会の活動に関する情報を積極的に公表し、透明性を高め、説明責任を果たしてきた経過があります。また、5月26日には、寒河江市町会長連合会との意見交換会を開催してまいりました。市内町内会長の代表者との意見交換会は、市民の意見を十分に活用したものであると考えます。

その上で、今回の議員定数2人減の条例改正の提案に至ったものであり、行財政改革の面からは、議員報酬にもかかわってくるものと思いますが、将来人口の減少も考え、市民の理解を得るためにも、議員定数の2人減に賛成するものであります。

以上で私の討論を終わります。

○鴨田俊廣議長 次に、反対討論について川越議員の発言を許します。川越議員。

〔川越孝男議員 登壇〕

○川越孝男議員 私は、社民党市民連合の一員として、議会案第3号寒河江市議会議員定数条例の一部改正について反対の立場から討論をいたします。

そしてまず最初にありますが、先ほど提案者に質問の際に私も検討委員会の一メンバーでありました。検討委員会メンバーが質問したりするのは非常におかしいという趣旨の答弁発言があったわけではありますが、検討委員会として一致した回答がされているんでないんです、答申が。先ほど提案者の説明にもあったように。したがって、私は一人の議員としていろんな立場で発言が許されるものと思っていることをまず最初に申しあげたいと思います。（「反対することがだめだとは言っておりません」の声あり）反対の質問です。言います。反対の立場で討論を行います。

提案の内容は、次の市議会議員の選挙から、一般選挙でありますから、議員定数を18名から16名

に2名削減するというものであります。

その理由は、地方分権時代における市議会の行財政改革並びに最近の社会情勢に鑑み、議員定数を減少するというものであります。

寒河江市議会は、市民の負託に応えるべく努力を続けています。その一環として、最高規範としての寒河江市議会基本条例を制定し、平成24年7月1日より施行しております。今の18名の現在の議員全員で、満場一致でつくり上げた条例であります。そして、その中では議会や議員の活動の原則が定められ、議会の活動や運営は、その基本条例に基づいて行うことを内外に議会として宣言したものであります。

今回提案されている2名を削減する案には、私はその立場から賛成することができません。その理由は、1つには、議会基本条例第19条第2項では、「議員が提案する議員定数または議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、参考人制度、公聴会制度などを十分に活用するものとする」と定められているのであります。

議会基本条例が制定されていなかった平成18年の改革時に行われた7団体との話し合いなども今回はなしで進めるやり方、これは私は問題だと思うんです。議員が定めたものを議員みずから破るという、この批判は市民の批判は避けられないと思います。これでは市民の議会に対する信頼が失墜することにはほかなりません。

2つには、市議会は議院内閣制と異なり、二元代表制です。大統領制のようなものであります。したがって、首長には制度上絶大な権限が付与されています。したがって、本来議会は議会としての権能を発揮するためには、機関対立主義に基づくよい緊張感を持った対等の力関係が必要であります。ところが議員定数削減を減らし続けることによって、議会の力が弱まるのが最も心配されるのであります。

3つには、職員の減少に合わせた削減すべきという考えも市民の中にもあるそうであります。市が取り扱う行政事務は、分権改革によって国や県から移譲されたものに加え、新たに介護保険、後期高齢者医療制度や保健、医療、福祉、介護、子育て支援など多岐にわたって増加しています。議会についても、議会基本条例の制定によって議会事務局の事務量はふえています。したがって、条例上の市の職員定数は、OA機器の導入などを勘案しても、平成7年までふえ続けてきた定数条例は、最高の状態で今も変わっていないのであります。市長部局423人、一般職員278人、病院145人、水道事業18人、議会事務局6人、選管2人、農業委員会8人、教育委員会101人、合計560人です。財政削減で正規職員は減っても、臨時、パート、民間委託や指定管理者への指定などで対応されていますが、市議会には臨時の議員とか嘱託の議員とかあるはずがないわけでありまして。

そして4つには、人口減少による考え方についてであります。これまで4回の定数削減が行われてきました。最初は昭和58年12月30名から26名、平成10年9月さらに2名減らして24名、平成15年3月さらに3名減らして21名、平成18年3月にさらに3名減らして18名になっています。自治法改正前、人口による議員定数枠がなくなった平成14年9月から現在までを見ると、人口は1,658人減少し、議員定数は8名減っています。市民1,837人に1人の議員が議会に参画する数であったわけでありましてけれども、1人の議員の数が1,837人から2,358人に現在なっています。さらに、16人になると2,653人に1人の議会に参加できる枠になるわけでありまして。住民参加、議会への参加とい

う観点からすれば、明らかに縮小なっているのです。さらに2030年には3,888人、先ほど申しあげたように減少するものであります。

そこで、この人口減少に伴って議員削減するやり方を続けるものか、それとも寒河江市議会が議会の権能を果たすために、議員定数について基準を市民とともにつくることが今先決だと思うのであります。この基準づくりは、まさに議会基本条例に基づき市民と一緒に取り組むべき課題であり、これを軽視する今回の条例の一部改正には賛成できないのであります。これまで同様問題の先送りになることを指摘し、私の反対討論といたします。

○鴨田俊廣議長 賛成討論について、後藤議員の発言を許します。

〔後藤健一郎議員 登壇〕

○後藤健一郎議員 私は、ただいま上程されました議会案第3号寒河江市議会議員定数条例の一部改正について、賛成の立場から討論を行います。

市議会は、市民の声を市政に反映し、二代表制のもとで市政に対するチェック機関という重要な役割があります。また、地方分権の進展に伴い、国や県から多くの権限が市に移譲される中、今後ますます市議会の、そして市議会議員の果たすべき役割は大きくなっていくと考えられます。

議員定数は、議員制度の根幹をなすものであり、議会としての本来の役割を果たすためには、一定の議員数は確保しなければならないと考えます。

しかしながら、地方議会の議員定数の法定上限値は撤廃され、全ての市民が納得する基準は現在のところなく、何人の議員定数が妥当なのかという客観的な根拠は、全くない状態であります。

では、寒河江市議会の議員は何人が適切なのか。これについては、先ほど委員長であられる新宮議員からも説明がありましたが、議会改革検討委員会でさまざまな意見が出され、定数は何人が適切なのか、削減するべきかどうか、削減によるメリット・デメリットについて議論を重ねてまいりました。その結果、2名を減ずるという意見が過半数を占めました。

近年、市民の価値観やニーズが多様化していることは周知の事実ではありますが、携帯電話やファクス、特にインターネットなどの情報通信網の普及により、議員が審議する上で最低限必要な情報が収集できやすくなったと同時に行政や議会、また市が行う具体的な事業について住民自身が情報を収集しやすい環境となりましたので、以前のような「自分たちの集落から議員1人は出しておかないと情報は上がらないしおりてこない」という状況ではなくなったと思われます。（「そのとおりだ」の声あり）

また、景気低迷による税収の減少や少子高齢化による社会保障費の増加など、今後の本市の財政状況を考慮すると歳出の削減は課題であり、議会費は歳出全体の1%程度とはいえ、議会においても何らかの対応が求められていると考えられます。

この2つが大きな理由ではありますが、私が賛成する理由のもう一つに、相反するように聞こえるかもしれませんが、寒河江市議会の活性化があります。定数の削減により住民の意見が反映されづらくなるという意見もあるかと思いますが、議員が住民の意見を収集できるかどうか、議会が活性化するかどうかは、人海戦術によるようなレベルのものではなく、本質的に人数には直接関係なく、議員おのおの日ごろの活動と姿勢が問われているものだとは私は考えます。

市民から議会、あるいは議員に寄せられる代表的な意見に「議員の活動が見えない」、「議員の顔が見えない」という声があります。市民が本当に求めているのは、財政的見地から見た報酬の削減

や定数の削減ではなく、この意見に集約されていると私は思います。

定数2名削減というのは、これから迎える厳しい時代に先んじて議会が痛みを受け、今よりも狭き門となるわけですが、このことにより各議員がそれぞれ今以上に考え行動し、会派や個人として情報を発信して住民に活動をしっかりと伝え、一層の研さんに努めれば、おのずと議員の顔と活動が市民に見えるようになり、議会は活性化するのではないのでしょうか。

現在の寒河江市の議員定数は決して多くなく、県内他市と比べた場合、人口対比で見ても多いわけではありませんので、2名を減じて定数を16にするというのは、審議上非常に厳しいぎりぎりの人数になるかと思います。しかしながら、情報通信網の発達と今後の財政予測、そして市民が本当に求めている顔の見える・活動の見える議員・議会にするため、近隣の自治体の動向や流れを見てではなく、寒河江市議会が先んじてみずからの手で自主的に改革に臨む姿勢を示す議会案第3号寒河江市議会議員定数条例の一部改正について賛成いたします。

議員各位におかれましては、御賛同賜りますようお願い申しあげ、私の賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○**鴨田俊廣議長** ほかに討論はありませんか。那須議員、賛成討論ですか、反対討論ですか。（「賛成」の声あり）反対討論ありませんか。那須議員、賛成討論許します。

〔那須 稔議員 登壇〕

○**那須 稔議員** 私は、議会案第3号寒河江市議会議員定数条例の一部改正について、新清・公明クラブを代表し、賛成の立場から意見を申しあげます。

議員定数については、これまで、地方自治法によって人口規模に応じて定められていましたが、行財政改革の一端として平成23年に法律の改正が行われ、議員定数の上限数の制限が廃止されました。これは、議員定数には絶対的な数やそれを示す明確な根拠がなく、あくまで有権者との信頼関係、相互理解のもとに成り立っていることを示しており、議員定数問題は議会人にとって、有権者から納得いただけるような解決案を見出すことは大変難しい問題であります。

本市においては、長引く経済情勢の低迷の中、行財政改革指針に基づき、行政組織のスリム化と効率的な事務事業の執行に積極的に取り組んできています。言うなれば、行財政改革は市民の総意であり、市民の参画によって、行政と市民がともに汗をかき、無駄をなくし、市民本位のまちづくりを希求することであり、まさに後世に負の財産を残さないためのチャンスでもあります。

当然のことながら、議会も行財政改革の実現に最大に努力をすべきであり、執行部に対して行革を求めることだけでなく、みずからも行革を推し進める責任を有することは言うまでもありません。

今後の市民からの定数削減の要求がなくなるものではないと思います。それは市民からの議員定数削減の要求が監視機能や審議内容の充実だけではなく、議会活動・議員活動の実態と実績が市民に感じられないところから発生するものであるからです。

議会は、一昨年に最高規範となる議会基本条例を制定しました。これは議会改革のスタートであり、この条例に沿って、活動原則を確実に取り組むことがそれらを払拭する取り組みであり、議員に課せられた使命であると考えます。基本条例の前文にも、市民の意思を的確に反映し得る市民参加の議会づくりがうたわれております。今こそ、市民の意思である定数削減という決断を下すことによって、議会も行財政改革に真剣に取り組んでいることを市民に理解してもらえる契機となり、議会と市民の相互信頼が高まっていくのではないかと思います。

もちろん、私ども議員はこれまで以上に議員としての研さんを積み、みずからの資質向上を図るとともに、市民の声を市民の代表として市政に反映すべく、議会の活性化に向けて最大の努力を払うことが求められます。また、議員数が減ることは、議会が市民の皆さんの広範な意見を吸い上げることには支障を来すあるいは市民の皆さんからかゆいところに議員の手が届かなくなるのではなどの事案も承知しております。私は議員活動の質と量を高めることにより、その事案に対して十二分に補うことができると考えるところです。

今回、条例の一部改正によって議員定数が16という案について、数の多少にかかわらず本意ではない議員もいると思います。しかしながら、議会制民主主義が議会が議決機関・決定機関として位置づけているからには、結論を導き出すために合意形成を図らなければ、その責任を果たすことを放棄したことになります。このたびの条例改正に当たっては、議員相互間の議論は十二分に尽くされ、それぞれが断腸の思いを抱きながら、勇気を持って決断した結果と捉えなければなりません。そして、10カ月後に控えた市議会議員選挙は狭き門となります。しかし、あえてみずから厳しい選択をすることが、改革に対するたゆまぬ努力を惜しまない議会の姿勢を示すことにもなります。

以上のことから、議員定数現行18を2人減らし、16とする議会案第3号寒河江市議会議員定数条例の一部改正について賛成するものです。

市民の皆様方の御理解と多くの議員の皆さんの御賛同をお願い申しあげ、賛成の立場から討論いたします。

○鴨田俊廣議長 ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて討論を終結いたします。

これより、議会案第3号寒河江市議会議員定数条例の一部改正についてを起立または挙手により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立多数であります。

よって、議会案第3号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

再開は、11時45分といたします。

休 憩 午前11時32分

再 開 午前11時45分

○鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

発言の訂正の申し出

○鴨田俊廣議長 なお、内藤議員から発言訂正の申し出がありますので、議長においてこれを許可します。

内藤議員。

○内藤 明議員 先ほど、議会案第3号の質疑の際に、私の勘違いを、大分前のことでありますから勘違いをしまして、議員定数の削減について12月議会で決定したことがあると申しあげましたが、遠藤さんが討論で申されたとおり、3月議会で決定されたことがあるということの誤りでありますので、訂正しておわびをしたいと思います。

議 案 上 程

○鴨田俊廣議長 日程第26、議会案第4号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議 案 説 明

○鴨田俊廣議長 日程第27、議案説明であります。

議会案第4号について、提出者から提案理由の説明を求めます。内藤議員。

○内藤 明議員 議会案第4号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について御説明を申しあげます。

分権時代における議会の行財政改革並びに最近の社会情勢の変化に鑑み、市民の視点に立ち、本議会の議員報酬を減額しようとするものであります。

なお、附則の条例の施行日について、平成26年11月1日としたことについてつけ加えて申しあげます。提案者としては、本議案が最善のものと考えておりますが、議会における最高規範とする議会基本条例に議員定数と議員報酬について定められ、第19条に「議員が提案する議員定数と議員報酬の改定に当たって、市民の意見を聴取するために、公聴会制度、参考人制度を十分に活用するものとする」と規定されております。

しかし、本定例会の会期は、本日18日までとなっております、実質的にこうしたことをきょう1日でなすことは不可能であります。

したがって、本議案を総務文教常任委員会に付託の上、継続審議とされ、閉会中の審議においてこうした公聴会、または参考人制度を設けるなど市民の意見を聴取して結論を出され、9月定例会あるいは臨時議会等で議決されることを望んでのことです。

議員各位には御理解を賜り、慎重に御審議の上御可決くださいますよう申しあげる次第でございます。

委 員 会 付 託

○鴨田俊廣議長 日程第28、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

御異議がありますので、起立または挙手により採決いたします。

議会案第4号について、委員会付託を省略することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立多数であります。

よって、議会案第4号については、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第29、質疑・討論・採決に入ります。

議会案第4号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。杉沼議員、賛成討論ですか、反対討論ですか。（「反対討論」の声あり）後藤議員、賛成討論ですか、反対討論ですか。（「反対討論」の声あり）ほかに討論ありませんか。

初めに反対討論について、杉沼議員の発言を許します。

〔杉沼孝司議員 登壇〕

○杉沼孝司議員 私は、このたびの寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正に反対する立場から討論をさせていただきます。

寒河江市議会では、平成24年8月21日より議会改革検討委員会で、議長より諮問された27項目の議会改革案について、各会派より選出された8名の委員により37回にわたり検討を重ねてまいりました。

27項目の最後に残った議員報酬と定数についてを含め、議論と検討を重ね、平成26年5月21日に議長に答申されました。議員報酬については、二代表制なのになぜ市長と議長の報酬の額が違うのか、おかしいのではないかという問題提起をしている研究会もあるようです。議員報酬については、職業人としての議員報酬の確定がなく、所得補償もない。議員の若者、40代の参加促進が必要ではないか。会社を起業するにも、経営するにも、やはり若い力が必要ではないかと考えられます。人口減少がそれについても同じことが言えると思います。子育て世代でも活発な議員活動ができるような議員報酬が必要なのではないかと思います。

そのようなことから、議会改革検討委員会の検討、議論の中では、若い世代の活力を生かす観点から、むしろ引き上げるべきではないかという意見もありました。しかし、市民の理解を得るために現状維持という結論になったものだろうと思います。

そのようなことから、議員報酬の削減はすべきでないと考え、議会案第4号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についての反対の討論といたします。

○鴨田俊廣議長 賛成討論はありませんか。

では続きまして、反対討論について後藤議員の発言を許します。

〔後藤健一郎議員 登壇〕

○後藤健一郎議員 私は、ただいま上程されました議会案第4号寒河江市特別職に属する者の給与等

に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

私は、議会案第3号の賛成討論において、今後の本市の財政状況を考慮しなくてはならないとお話をいたしました。

そのため、議員1人当たりの報酬を削減しようとするこの案については一定の理解ができます。

しかしながら、議員報酬の月額36万円は本当に高額なのでしょうか。確かに、36万円と金額だけを聞けば高額だと思います。私も4年前までサラリーマンをしておりましたので、そのときの給与と比べると約10万円ほど多いのも事実です。しかしながら、サラリーマンもしくはよく引き合いに出される自治体職員と大きく違うのは、その36万円で全てを賄わなければならないという点であります。

私は、サラリーマン時代中間管理職でしたので、会社の財政についてもある程度理解をしておりましたし、ごく一般的に言われていることですので、皆さんも御存じかと思いますが、会社は従業員に払う給料の2倍の費用をその人のために使っていると言われております。つまり、給料総額が25万円の従業員には、会社は50万円のお金を使っているということです。それは給料以外の見えないところ、例えば健康保険や厚生年金などといった会社負担の社会保険料や各種手当、その他交通費などの経費などさまざまな費用がかかっているためです。

議員を専業としている場合、これらの金額は全て議員報酬から捻出することになります。また、議員活動を行う上で、さまざまなところに顔を出せば出すほど経費がかかりますし、自分自身の活動を皆さんに知っていただくための市政報告書などを出せば出すほど経費もかかります。これらの金額も全て議員報酬から捻出されるものでありますので、どこにも顔を出さず何もしなければ議員報酬は多く手元に残り、議員活動を頑張れば頑張るほど手元に残る報酬は減るという矛盾もございます。

市民の方からは、「議員は専業でなくてもいいのだから、別なところから給料をもらったり、農業をしている人もいるのではないか」という意見をいただくこともございます。しかしながら、兼業することが前提となる報酬になってしまうということは、幅広い住民の意思を議会に反映できるような若年層や働き盛りの市民が議員になることを制限してしまうことにつながると私は思います。

先日、NHKにて市議会より報酬の少ない町村議会の現在についても番組がありました。平成5年の全国都道府県ごとの町村議会議員の平均年齢は、ほとんどが50代で、60代という都道府県はわずかに5県だけでした。しかし、昨年は46都道府県中45都道府県が60代となってしまう、その際に放送されていたまちの人の意見は「議員報酬で生活ができず、仕事を休むような余裕もない」というようなことでした。また、我が寒河江市議会もそうですし、周辺自治体を見ましても平均年齢はやはり60代であります。全てが全てではありませんが、60代といえば子育てが一段落した、あるいは定年を迎えた世代の方々です。子育て現役世代あるいはばりばりと働いている世代の方々が余り選挙に出ないという現状に、この議員報酬削減はさらに拍車をかけるのではないかと私は想像できます。

また、これから厳しい時代に向かうに当たり、今後議員に対する市民ニーズがさらに高まることとが予測されます。これにより、議員の見識、専門知識の向上が今以上に要求され、なおかつ各議員の活動範囲が拡大することにより、議員の専門化が一層進むことが考えられます。

これらのことにより、議員活動を行うためには相応の報酬が必要であり、報酬を削減すると議員

活動への影響が懸念され、さらに顔が見えなくなるので市民からの意見が出て、さらに報酬削減、それによりさらに活動制限と負のスパイラルに落ち込むことが容易に想像できます。

高い報酬をいただくことが議員を志した理由ではありません。しかしながら、次代を担う若年層や働き盛りの世代がさらに少なくなることや議員の活動が今以上に制限されることを考えると、私はこの議員報酬削減には反対で現状維持が妥当であると考えます。

以上の理由により、議会案第4号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について反対いたします。

○鴨田俊廣議長 ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて討論を終結いたします。

これより、議会案第4号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを起立または挙手により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手少数であります。

よって、議会案第4号は否決されました。

議 案 上 程

○鴨田俊廣議長 次に、日程第30、議会案第5号手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

議 案 説 明

○鴨田俊廣議長 日程第31、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○鴨田俊廣議長 日程第32、これより質疑・討論・採決に入ります。

議会案第5号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議会案第5号手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議会案第5号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午後0時03分

○鴨田俊廣議長 これにて、平成26年第2回定例会を閉会いたします。
大変御苦労さまでした。